

平成26年涌谷町議会定例会11月会議（第1日）

平成26年11月26日（水曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 議案第84号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1. 議案第85号 工事請負契約の変更契約の締結について

1. 議案第9号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第86号 平成26年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）

1. 議案第87号 平成26年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第88号 平成26年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第89号 平成26年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第90号 平成26年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）

1. 議案第91号 平成26年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

1. 議案第92号 平成26年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

1. 議案第93号 平成26年度涌谷町訪問介護ステーション事業会計補正予算（第1号）

1. 議案第10号 稲作農家経営支援に関する意見書の提出について

1. 請願・陳情

1. 休 会

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
14番	大泉治君	15番	遠藤積雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長	城口貴志生君	企画財政課副参事兼財務班長	渡辺信明君
企画財政課長	今野千鶴君	町民医療福祉センター総務管理課長	浅野孝典君
農林振興課長	村上芳行君	町民医療福祉センター健康課長	熊谷健一君
上下水道課長	安田富夫君	建設課長	佐々木竹彦君
会計管理者	大崎とみ子君		

事務局職員出席者

事務局長	佐々木健一	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆様、おはようございます。

定例会11月会議でございます。

どうも本日もいつもと変わらぬ議事運営にご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今回は参与席に2の方がいらっしゃいますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 本日11月26日は休会の日でございますが、議事の都合により平成26年涌谷町議会定例会を再開し、11月会議を開会いたします。

-----◇-----

◎開議の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 直ちに会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において3番後藤洋一君、5番杉浦謙一君を指名いたします。

-----◇-----

◎会議日程の決定

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

11月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、11月会議の日程は本日1日と決しました。

◇

◎表彰状伝達

○議長（遠藤稔雄君） ここで表彰状の伝達を行います。

去る10月30日、12番加藤紀議員が宮城県知事から地方自治功労により表彰されておりますのでこれを伝達いたします。加藤紀議員、前のほうにお進みください。

表 彰 状

加 藤 紀 様

あなたは多年にわたり地方自治の振興に寄与されその功績は誠に顕著であります。

よってこれを表彰します。

平成26年10月30日

宮城県知事 村井嘉浩。代読。

（拍手）

ただ今表彰されました加藤紀議員大変おめでとうございます。

これをもって表彰状の伝達を終わります。

◇

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議案第84号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議員の皆様、おはようございます。

提案の理由を説明する前にわたしのほうからも一言、加藤紀議員さんにお祝いを申し上げたいというふうに思います。長年の功労によりまして県知事のほうから10月30日、ただ今表彰されたということでございます。大変おめでとうございます。また、長年の功労に対しまして感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。そしてまた、どうかこれからもですね、町、執行部等々に対しまして、いろいろとご指導のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは議案第84号の提案の理由を申し上げますが、その前にですね、また私のほうから皆様方にお知らせを申し上げたいと思いますが、この議会終了後に12月2日にCM大賞を出品するということで議員の皆様方にもその作品の試写会にご案内する予定であります。そしてまた、このほど城山の金さんのキャラクターができあがりまして、それもあわせてご披露申し上げるということでございますので、どうかいろいろご意見等々を受け賜れば幸いですと思いますのでよろしくご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。午後からは大崎地域の議員研修もございますということで、盛りだくさんの忙しい時間になりますけ

れども、どうか私もお付き合いいたしますので、その場でただ今表彰いただきました加藤議員さんにご功績の慰労を申し上げたいと考えておりますのであわせてお話しいたしたいと思います。

それでは議案第84号の提案の理由を申し上げます。

本案は、去る8月7日に人事院勧告が行われ、国家公務員の給与については勧告どおり実施することが、10月7日に閣議決定されましたことから、当町におきましても人事院勧告に基づき、当町の給与実態等を充分検証し、また、近隣市町の動向を踏まえ、必要な措置を講じようとするものでございます。

主な内容といたしましては、民間給与との較差を解消するため、世代間の給与配分の観点から若年層を重点に、俸給表の水準を平均0.3パーセント引き上げ、その後、給与制度の総合的見直しとして、俸給表の水準を平均2パーセント引き下げるなどの改正を行うものでございます。その他、各種手当等について、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それではご説明いたします。

それでは議案書の1ページ目をお開きください。

今回の改正はただ今の提案理由のとおり8月7日の人事院勧告10月7日の国家公務員への勧告実施の閣議決定を受けての条例の一部改正になります。議案第84号涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ですが、この一部改正条例により涌谷町職員の給料及び手当、町長、副町長、教育長、病院事業管理者の手当の一部を改正しようとするものです。

それでは、説明は新旧対照表でいたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

それでは、議案第84号の新旧対照表ですが左が改正前、右が改正後です。涌谷町職員の給与に関する条例第11条の4通勤手当で第2項第2号ですが、ここでは通勤距離により手当の月額が決まっており、アの5キロメートル未満では同額ですけどもイの5キロメートル以上では各階層で月額それぞれ100円から7,100円までの引き上げを行っております。この引き上げは平成26年4月にさかのぼっての改正となります。

続きまして、下のほうにまいりまして第20条勤勉手当で、その第2項第1号ですが平成26年12月の勤勉手当は支給率の100分の67.5を100分の82.5にし、それから（2）第2号において再任用職員については100分の32.5を100分の37.5にしようとするものでございます。

続きまして、このページの附則、下のほうですね、附則第21項ですが一番下のほうです。これ1ページの下の方から2ページにかけて書いてあるんですけども実は55歳以上で6級職以上の職員については、現在、給料、地域手当、期末手当、勤勉手当が100分の1.5減額されております。ただし、勤勉手当だけは1.0125減額となっておりますけども、それをですね平成26年12月今回の来月のボーナスですけれども、それを1.2375に引き上げるとともに、それから最低号俸に達しない場合の減額割合を67.5から82.5に引き上げるものでございます。ただ今が1ページから2ページのはじめまでの部分でございます。

それでは、2ページなんですけども別表第1給料表がそこに提示されております。別表第1以降なんですけれども2ページから9ページまでは新旧の給料表で平成26年4月にさかのぼって0.3パーセント引き上げるものでございます。若年層により高い引き上げとなっております。給料表についてはご参照いただきたい

と思います。

続きまして、10ページをお開きください。

同じく涌谷町職員の給与に関する条例第3条ですが、平成27年度から寒冷地手当を復活して支給しようとするものでございます。寒冷地手当については平成19年度を最後に20年度から廃止されておりましたが、支給判断のもととなります気象庁の気象データが見直されたことに伴いまして、人事院勧告で平成27年度から支給地域が見直されたものでございます。

次に第11条の2とその下の第11条の2の2については平成27年度からの町職員の地域手当そして医師の地域手当の引き上げを行おうとするものでございます。

その次の第11条の5第2項ですけれども単身赴任手当の月額とそれと加算限度額を平成27年度から引き上げようとするものでございます。23,000円が30,000円、45,000円が70,000円となるものでございます。

続きまして、その下の第18条の2、下のほうになります。18条の2は管理職特別勤務手当ですが、まず第1項では次の第2項を付け加えるための文言整理を行っております。次の第2項では、それまで週休日等に限っていた手当を平日の零時から5時までの勤務についても支給するように改正し、次の第3項では第1号で週休日等の金額、第2号では11ページになっていますけれども、平日の金額について定めようとするものでございます。次に11ページなんですけれども11ページの第4項では項が追加されたことによる項ずれでございまして。

続きまして、11ページなんですけれども11ページの第20条の勤勉手当でございまして。勤勉手当は平成26年12月分に100分の15が加算されますが平成27年度からは再任用職員以外の職員及び再任用職員とも6月と12月で従来どおりの同額で支給するように改正しようとするものでございます。

続きまして、第21条の寒冷地手当でございまして。すいません、主に改正後のほうで説明しておりますのでよろしくお願いたします。第21条の寒冷地手当では第1項で支給月を規定しております。11月から3月までの5カ月支給となるものでございます。それで第2項では職員の区分により区分ごとの月額を規定し、扶養親族のある世帯主は月額17,800円、扶養親族のない世帯主は10,200円、その他の職員は7,360円となるものでございます。そして第3項では休業や退職、停職等の規則で定める場合の月額の規則への委任そして第4条では支給日、支給方法、その他についての規則への委任を規定しております。

続きまして、次の第21条の3は再任用職員への適用除外項目から単身赴任手当をはずした内容となっております。

次の第23条から第23条の2については退職者及び単純労務職員への寒冷地手当支給に係る文言整理でございまして。

12ページをお開きください。

附則の第18項ですけれども55歳に達した職員の給与等の減額でございまして。さきにご説明しておりますが、現在55歳以上で6級職にある職員の給与等については100分の1.5が減額されておりますが、今回減額期間を平成30年3月31日までと明示する改正でございまして。

次に、第21項ですが上記第18項にも関連しますけれども今回の一部改正する条例第1条で改正した勤勉手当について平成27年4月以降適用分の減額率について6月と12月が同率となるよう変更するものでござい

ます。

それから、その次の別表第1、また給料表が記載されておりますけれども第1以降ここから18ページまでは平成27年4月1日から平均2パーセント引き下げる内容の新旧の給料表です。特徴としましては1級職及び2級12号俸までは引き下げはなく、年齢が上がるほど引き下げ率が高くなっており50代後半は最大で4パーセントの引き下げとなるものでございます。

それでは19ページをお開きください。

ここからは町長等の給与及び旅費に関する条例の第4条第1項で平成26年12月の町長、副町長及び病院事業管理者の期末手当支給率を人勸にのっとり、一般職勤勉手当と同じく100分の15上げ100分の155を100分の170にしようとするものでございます。

次に、下の表にまいりまして同条例の第3条の第2項、第4条第4項その下ですね、病院事業管理者に対する平成27年度からの寒冷地手当支給の文言を追加し、第4条第1項では今回改正しようとする上記一部改正条例第3条の期末手当の支給率を平成27年度分から6月と12月支給を従来の支給割合に変更しようとするものでございます。

次に、その下の表で教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第3条第1項及び削除する第4項では平成26年12月から勤勉手当を廃止し、町長、副町長と同じく通勤手当、期末手当とし、第2項では期末手当の支給率を100分の15上げ100分の170にしようとするものでございます。

それでは20ページをお開きください。

同条例の第3条でございますが、第2項で平成27年度の期末手当の支給率を6月と12月で従来の支給割合に変更しようとするものです。

続きまして、下の表、涌谷町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例とその下の表の涌谷町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については涌谷町職員の給与に関する条例の一部改正で行う改正の内容と同じ対応となるように、それぞれの条例を一部改正しようとするものでございます。

それでは議案書の32ページをお開きいただきたいと思います。

32ページの下の方ですけども、附則で施行期日等ですが、第1条この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条及び第8条並びに附則第4条から第6条の規定は平成27年4月1日から施行する。第1条の規定による改正後の給与条例の規定は平成26年4月1日から適用するとありますように、ただいま説明してまいりました職員給与の0.3パーセントの引き上げと通勤手当の引き上げは平成26年4月1日にさかのぼって実施し、各職の賞与の引き上げ及び55歳以上で6級職の勤勉手当の減額等の改正は平成26年12月とするほかは、すべて平成27年4月以降の施行となるものでございます。

なお、33ページの第5条あるんですけども、第5条により平成27年4月以降の平均2パーセントの給料の減額についてはその差額について平成30年3月まで3年間現給補償する経過措置が設けられております。

それでは、35ページお開きください。規則への委任第8条附則第2条から前条まで定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより、質疑を行います。11番。

○11番（長崎達雄君） 今回の改正で人件費はどれくらい年間で増えるんですか。私は職員の給与が上がるこ

とは賛成でありますけれども人件費はどれくらい増えるか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 人件費につきましては12月補正のほうであとで一般会計の補正とか各種の補正のほうででてくる予定でございます。それから27年度につきましては、まだ計算ができておりませんので数字等についてはもう少し時間いただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） そしてですね、これからの少子高齢化に向かって人口減少が進んでいくわけなんです、そうしますと町の財政規模も縮小されるわけなんですよね。ですから入るのが少なくなると出るのが多くなる。そうしますと何かを削らなければならないと思うんですよね。例えば福祉関係では敬老会を各行政区ごとにやるとか。そうしますと参加する人も多くはなるんですよね。バス代とかそういう経費も安くなると思うんです。よその市町村でも行政区ごとにやっていると多くなってきたらいいんですよね。あとはなんていうんですか使用料とかそういうの見直しなんかは当然来年度の予算に向けて補助金の削減等も考える必要があると思うんですがいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 11番さん、これ人件費だけの話ですが。副町長。

○副町長（菅原孝治君） 今、長崎議員さんからいろいろとご心配いただきましてありがとうございます。確かにですね人件費増ということになるわけございまして、これは前々から私どもの町でも進めてまいりました行政改革の中です、いろいろな事業の見直し等々を行っているわけございまして。そういった中で、今回人事院勧告、久方ぶりにと申しますかアップの勧告がなされたということで、これはいろいろ考え方もありますけれども、やはりある程度職員のモチベーションのアップのためにもやはりこういったことは勧告に従って実施すべきじゃないかと判断があったわけですが、そういった中で、やはり今ご指摘のような問題もございまして、いろいろな角度で事業を見直しスクラップアンドビルドでもございませぬけれども、そういった考え方の中で行革を進めていって、そして歳出のある程度の効率化を図りながら歳入の確保にも努めていくというふうな方向でこれからも進めていきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久勉君） 今回ですね、人事院の勧告どおり実施するという事で提案されてんですけども提案するにあたって庁内です、どんな論議がされたのか。特にうちの町は労働組合もないわけですから例えば今年度のはいいですよ、アップですから、ただ平成27年度から平均2パーセントの減ということですね、職員が本当にこれでいいのかっていうことですね。そういった論議ですかね、どのように論議されたかということでお尋ねします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 今回はたまたま平均0.3パーセントの引き上げ、来年度以降は平均2.0パーセントの引き下げということでございまして、論議といいますか、もちろん課内で担当の部署で十分話をしまして、その後三役上司と相談をしてということでございまして。もちろんその間に各町の特に近隣の市町村動向を踏まえながら上司と相談しながら決めていただいたということでございまして。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久勉君） 今副町長のその答弁の中に行革という言葉がでてきたんですが、行革大綱作った時に給与水準の類似団体との適正化っていう項目がありまして、一般職給料手当について国の制度や他の地方公共団体の状況等を踏まえ状況に応じた適正な見直しを実施する。これ25年度から28年度まで。目標として県内町村平均ラスパイレス指数とはっきりうたってるんです。これは3月の議会にも一般質問した時に町長の答弁がこの議事録にありますけど、だらだらだらだら、まあなんとかかかんとか言ってるんですが町長最後にはラスパイレス指数の改善にはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。それから2回目の質問のあとには、こっちはちょっとトーンダウンしてるんですね。やっぱり少しずつ少しずつ国あるいは県の姿とあわせながら無理のないような無理のないというよりも妥当性のある、いわゆる職員間で理解納得されるような姿を作りながら給与体制を作って見直ししていかなければならないのかなというふうに私自身考えておりますのでご理解いただきたい。総務課長の答弁では可能な範囲で昇格等を積極的に行ってまいりたいと考えております。以上です。という答弁をしております。今回のこの改正にあたって人事院勧告って国の勧告ですよ、ですからなんでかんでも地方公務員もこれに従わなければならないではないはずなんです。特に当町の平成24年の4月1日現在のラスパイレスは県内最下位、これは3月に申し上げました。25年の4月1日でちょっと上がりまして、それでも下から3番目。町村平均で100.2、涌谷は98.2で2パーセント県内の平均より低い。この改善策はどうなんですか。こういう時こそ改善策ができるチャンスじゃないですか。その辺をどう捉えて今回の提案になったのか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） まず引き上げについてはおいておきまして、引き下げ、給料表の問題なんですけども県のように人事委員会、独自にもってやってるわけではございませんので結局給料表から離れることは根拠を失ってしまうことになってしまいます。まずは給料表の改定につきましては、これは上げる時も下げる時も国の基準に従ってやるべきだろうというふうに考えてございます。根拠がなくなるということは、非常に秩序がなくなってしまいますのでそういった方向で考えております。可能な限りの昇格、昇給については規則や年齢構成それから職員間の優劣じゃないですね、重用、実力、経験そういったものを十分踏まえながらやっていくということでございます。それからラスパイレスの改善については、むやみに何度も申し上げますが、引き上げたり故意に引き上げたりはできません。先ほど言いましたように、上の者と下の者との整合性がとれなくなってしまうからでございます。ですけども可能な中での短縮とか規則にない部分だけの短縮とか昇任ですか、そういったことは可能な限りやっつけようと考えているわけでございます。さらに現在のこのラスパイレスの低い状況というのは涌谷町がですね、かなり以前からずっと初級職しか採用していない一般行政職ですね、そういったことの弊害がずっとでてきて現在に至っている。それを是正するためにも大卒職の採用試験を採用しております、まだ3年、4年しかたっておりませんけれども、これは必ず年数たっていきますと平均には近づいていく内容でございます。まあそういったことを少しずつ積み重ねていく手法を考えてございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久勉君） 前回の答弁でもその大卒者の40人が初級職から入っているの低い原因になっているということで低い原因はそれはそれでしょうがないです。ただ県内でやっぱり最下位とかね、下から3番目のま

までいいのかということですよ。これを改善するのにどうするか改善策っていうか計画的にですね、やっぱり実施計画みたいなのを策定して何年後には県平均までいきますよというのを示して職員にさっき副町長が職員のモチベーションとかなんとか言っていたけど、これみたら誰だってなんだやって。大卒のが低いからだと言われて高卒の人はおれたちはほかと同じなんだと思う人もいるし、なんだや県でやっぱり下か、それは個人によって違うと思いますけど、まあせめてやっぱり平均ということを目標にして、きちんと実施計画を作っただけでやってやっていきますよということを職員に示さなければ特別昇給とかなんとかであると思うんですけど、誰がいつ特別昇給なかわかんない、そういうんではあるいは総務課長がいつまでも総務課長ではないんですから、人が変わったらその制度が変わるようなことがあっても困るし、普遍的なものを作っておいてそれで実施していきますっていう態度を示すことがやっぱり職員のためになることではないのかなと思いますので、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） おっしゃる意味はわかります。ただそれがですね、そういう計画を作れる内容のものかどうか、それはもう少し中身を見てみないとはっきりこの場では申せないと思っております。個人にかかる部分も出てまいりますし、平均でその目標を掲げておりますけれども、それをですね工程表を作っただけでやれるかどうかについてもですね、これはなかなか内容が厳しいところに入ってくる可能性もございますので、そこは上司とよく相談してみたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久勉君） だったらどうしてこういうのに書くの。行政改革大綱は平成24年12月に議会に示して25年に改善措置の検討、実施、書いたのやらないとはどういうことなの。一般企業でいったら書いてやらなかったら、その人の責任っていうことになるんじゃないですか。やらない人の。あなたこれどう責任とるんですか。これは町長、副町長同じ。これは町が出したんですよ。町がこういうことをやりますよと示したんですよ。示したのをできませんでした。誰が責任をとるの。何のために作ったの。作らないのと同じじゃないですか。いいですわ。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 議員おっしゃることはわかりますが、総務課長言ったのはですね、具体的には最初の前に発言した内容で行革の中で進めています。今職員の給与の関係でも改善できるとすれば、今言ったように特昇とか今できませんから人事評価の中でやっていくしかないんです。ある程度の年数をきた方に対しての制度的なものは作りました。だけど今の給料表の中でやっていくとなるとですね、やはり特別に人事評価の中で評価したかたちでしか給料上げるのはなかなか難しいわけです。その中で人事評価やっていますので実際には金額的には手当、ボーナスですね、そこら辺の4月以降の人事の上の昇格、昇任に活用させていただきますので、なるべくそういったことで給料表は給料表でありますけれども、人事評価の中でラスの改善に努めているのが実態ですのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 寒冷地手当についてお聞きします。先の河北新報に涌谷町は20年にこの寒冷地手当を廃止しているわけですがけれども、また今回復活するという事で先の河北新報に色麻町は廃止されて美里町

と涌谷町は復活すると、このことはどうなんだろうと、町民感情もどうなんだろうという河北新報の記事がありました。私もそれを見て議員として恥ずかしいんですけども、改めて認識を持ったわけでございますが前者の議員さんも涌谷町の給与水準は低いと、ラスパイレスも低いんだということで言いましたが、実質手取り額は17,800円、5カ月間追加される、世帯持ってる方にすると1人当たり月平均7千いくらのですね、金額が給料にプラスされるということになります。このことなんですけれども、わたしも勉強不足なんですけども寒冷地手当の是非つくつかないの基準というものは、どこにあるのかを我々も勉強不足なんですけれどもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） これについてはですね、気象庁のデータを使っているようでございます。最低気温ですとか、積雪、深度、積雪の深さですね、そういったものの平均値を出して使っているようでございますが具体的にその年数はわかります。1981年から2010年までの30年間のデータを今回使ったという、そこはわかるんですが、具体的なその測定の仕事の仕方どの数値以上がどうのこうのと、そこら辺はわからないところでございます。ということで人事院はそれらのデータを使って勧告するしないを決めているようでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 総務課長の言っていることもよくわかるし、ただあの河北新報に書かれた記事を読むと町民感情はどうかのと、色麻の町民感情と涌谷の町民感情はどうかのと、比べるような書き方をしているんですね。あれはいかがなものかと私は記事を見たとき思ったんですけども、何か涌谷町と美里町がもらうことをためらってもらえみたいな書き方に私は感じたんですよ。今、やっぱり涌谷町の職員の給与がラスパイレスが低いという昔から私も知っておるんですけども実質的に世帯持ちで月7,416円上がるということは手取り額が増えるということで、すごくいいことだなと私は思うんですけども、なんで涌谷町民からすれば涌谷より色麻のほうが寒いんじゃないかと基本的にね。感情的に。それで美里と涌谷なんでもらえんの。色麻は雪は涌谷より降るよねと。でももらえないんだよね。でも涌谷雪降らないんだけどもらえんだよねってということにも町民感情はなってるのかなと思います。ああいった新聞記事出されたこと、その辺について総務課長の意見というよりは、まあ副町長の意見なんですけども、その辺どう捉えていますかちょっとお聞きできればと思いますが。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 私もそういう感情持ちました。ただこれはですね、私も大崎広域の中でいろいろと知り合いがおりますのでいろいろ情報交換しておりますが、やはり皆さん同じようにですね、なんで色麻がという思いがあるようでございますけれども、ただ大崎市も美里も人事院勧告ですから実施しようという結論になったようでございまして、まあ昨日美里でも可決されたようでございますけれども、そういったことですね、まあ記事は記事として知り合いの河北の記者にですね、いろんな書き方はあるねというお話しはしますけれども、そういったことで少し違和感を持ったことは事実であります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。7番。

○7番（伊藤雅一君） 2つお聞きしたいと思います。1つは今回のこの改正はですね、勧告そのものによる

改正なのか、町としての支払者としての見方はなされておるのか。それからここに議会に提案されまでの過程ですが内部検討などはどんな検討、調査検討などされてきておるのか、そういったことをお聞きしたいと思います。もう1つは判断資料としてこのように改正したいんですがいかがですかと私たちは問われているわけですが、それに返答する資料としては、このことによって各手当が総額的にもそれから個人的にもどれくらい変わるかっていうことがつかめないんですね。この資料ではこの資料の範囲ではいかがですかって今日言われても、さてとよほどの時間をかりないといろいろと町からも今現在の支払状況もみな個別にお聞きしないという返答ができない私はそういう性質のこの提案だと思うんですけども、そういった意味で今回の改正によって年間ですね、年間総額がどう変わるのか、それから個別、平均的に全体の平均でも結構ですから職員1人としては、まあ平均っていいですか平均額はどう変わるのか、そういったの、おそらく内部検討されているんだろうと私は思うんですが、まったくそういう資料をもっていないとすれば、これはちょっと今日はもう返答できないような私はそう理解します。おそらく内部でそのことをとっくにもう検討されているんだろうと思いますけれども、そのことはひとつどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 7番さん。ただ今の質問で各種条例改正については4番、8番、11番の質問でどういう経緯で提案されたかということが、すでになっておりますし、内部での話し合いについてもありました。それから総額今後どのようなかたちになっていくかっていうことが総務課長のほうから12月定例会あるいは27年度の予算で示すということが話されました。従いまして、資料の過不足これについてだけ答弁をお願いします。総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 資料たいへん少なくて申し訳ございません。まず、わかる分だけお話ししたいと思います。寒冷地手当につきましては、先ほど3段階でお話ししておりまして、これ27年度からの分なんですけど11月から3月までの5カ月でございますので、仮に月1万円の平均、これ計算してみないとわかりませんが1万円とすると職員1人当たりその年度で5万円の増額になると思われまして。例えば一般会計ですと一般会計の所属の職員は約150人ぐらいですので750万円ぐらいの増額になろうかと思えます。役場全体では300人ですので、1,500万円ぐらいになろうかと思えます。それから期末勤勉手当なんですけれども、これは今回12月分に0.15月分プラスするということでございますので、ちょっと単純な計算なんですけれども例えば30万円の給料の方がいらっしゃると45,000円プラスになるということでございます。今手元に平均の給料、手元にないんですけれども例えば一般会計であれば平均給料わかればだいたいなんですけれども例えば45,000円かける150人で、670万円ぐらいの金額になりますけどその辺が増えると、これが役場全体ですと1,300万円ぐらいの計算になるということでございます。資料のほう提示してなくて大変申し訳ございませんでした。一応わかる範囲ですとそのようなことになります。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） 今ね、すでにここにくるまでの間に試算された内部検討されてるそういう資料、私持っているのかなと私思ったんですが今の答弁見ると、そこまではいっていないんではと思うんですが、これですね申し訳ないがあとで会計別にですね、全体としてはどうなのか。職員1人当たりはどれくらいの水準になっていくのか。そういったことが判断できる資料の提出を私は求めたいと思いますがいかがですか。議長なじよです。

○議長（遠藤稔雄君） ただ今、詳細の資料の要求がございましたが総務課長としてはただ今、先ほど答弁ありました12月定例会に示す、予算で示すあるいはそれ以前で示す、答弁願います。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 今回の引き上げにつきましては、このあとの26年度分については補正予算のほうでお示しできると思います。あと、27年度以降、寒冷地とか含めたものですね、それについては12月議会までにお示ししたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） 私、あまりこいなことは言いたくはないと思ったんですが、やっぱりこういう提案ですからね、私のような者から言われてはじめてそうですかって言うんではちょっと、とくとおわかりのことだと思っています。姿勢に問題があんでないかと思いますのでひとつ申し添えておきますので、ひとつ間違はなくひとつ提案に対する資料の作り方をひとつですね、よく考えてひとつご提案をいただきたいというふうに申し添えておきます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。よって、議案第84号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第85号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第85号の提案の理由を申し上げます。

本案は、昨年度中に契約の議決をいただきました、災害公営住宅造成工事（中江南地区）を変更するものでございます。

本契約は、「株式会社内海土木」と、契約額を3,872,880円増の60,887,880円で、平成26年11月10日に仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約について議決を受けようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） それでは議案第85号工事請負契約の変更契約の締結について、ただ今町長が申し上げますたどりでございますが、再度ご説明申し上げます。

本案は昨年度議会定例会7月第2回会議で議決をいただきました平成25年度涌谷町災害公営住宅造成工事（中江南地区）の変更契約となります。請負業者の株式会社内海土木と11月10日付けで仮契約を締結したところでございます。この請負契約の変更契約について議決をお願いいたすものでございます。

契約金額は変更前は57,010,5000円、変更後は60,880,7880円、増額変更としまして3,872,880円となります。

主な変更の内容でございます。造成工事でございますが、盛り土購入量の数量の増加、排水構造物の延長の増減の変更、敷地内の区画道路と接続しております町道白幡線の路床分、道路の下の部分ですね、及びL型よう壁の基礎部分の地盤が悪くその地盤改良費と数量を精査した結果による増額でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。11番。

○11番（長崎達雄君） この災害公営住宅造成工事また建築工事の変更契約っていうのは常態化しているんですよね。わたしはこの変更契約くせものだと思ってるんです。この契約っていうのは去年の7月16日にブログでみますと予定価格6,013万円で1回目が内海土木が5,430万円、白岩建設が8,848万円で、2回目はなくて、7月23日、5,420万円で内海土木が落札してるんですけれども、今回の変更の理由は今お聞きしましたが入札参加する業者は仕様書とか図面、契約書案、現場説明書、現場などを熟覧したうえで入札に参加しなければならないと競争契約入札の心得の4条に書かっているんですよね。ですからやはり損しないように実際にそれこそ積算したと思って応札したと思うんですが、これが皆あとから変更契約しているんですよね。こういう契約のやり方ってのは私はうまくないんでねがと思うんですよね。もう少し厳密にやるように指導するとかできないんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 議員ご指摘のように入札段階で設計内容等を現場説明において業者のほうに説明し質疑があった場合は回答しながら入札にのぞんでおるところでございますが、実質現場のほうに乗り込みまして土質を掘削したり図面上で精査できない構造物の形状などもございまして、一番は地盤の改良は掘削してみないとちょっとわからない部分がございまして、基本的にはそのような内容を設計では盛り込むことはできませんので、それに合わせた精算という形でお願ひするものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。よって、議案第85号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎議発第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議発第9号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局総務班主査をもって議案を朗読いたさせます。

○議会事務局総務班主査（金山みどり君） 朗読いたします。

議発第9号

平成26年11月26日

涌谷町議会議長 遠藤稔雄殿

提出者	涌谷町議会議員	加藤 紀
賛成者	同	鈴木 英雅
賛成者	同	門田 善則
賛成者	同	大平 義孝
賛成者	同	久 勉
賛成者	同	大泉 治

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

国の人事院勧告により、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されるため、これに準じ改正するもの

以上朗読を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 提出者の趣旨説明を求めます。12番。

○12 番（加藤紀君） 提出者の趣旨説明を行わせていただきます。

ただ今、上程されました議発第9号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、国の人事院勧告により特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたため、これに準じ改正いたそうとするものであります。

次のページの別紙をお開きを願います。

改正の内容は、第1条において本年12月期の期末手当支給率を現在の支給率1.55月から1.7月に引き上げ、平成27年度以降については第2条において6月期の期末手当の支給率を1.4月から1.475月に、12月期の期末手当の支給率を1.55月から1.625月にそれぞれ改めるもので、施行期日につきましては、第1条は公布の日の属する月の翌日の初日から、第2条につきましては平成27年4月1日からとするものであります。なお、新旧対照表のアンダーラインの部分がこの条例により改正いたそうとするものでございます。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第9号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第9号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第86号 平成26年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第86号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,977万6,000円を増額し、総額を75億5,098万5,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では県支出金におきまして衆議院議員選挙費委託金を増額いたし、

繰入金におきましては今回の補正に不足する財源として財政調整基金繰入金を増額いたすものでございます。

次に歳出でございますが、先にご可決いただきました平成 26 年人事院勧告に伴う給与改正等に基づきまして各款にわたり人件費の増減をお願いするものでございます。

また、総務費におきましては、上涌谷駅前広場整備事業及び本年 12 月 14 日執行の衆議院議員選挙費の増額をいたそうとするものでございます。

民生費におきましては、国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計への繰出金を増額いたし、農林水産業費におきましては、平成 26 年産米の概算金が減額となりましたことから、稲作再生産準備資金貸付利子補給補助金を増額し、農家の方々への支援を行おうとするものでございます。

土木費におきましては、道路新設改良事業工事請負費の減額と公共下水道事業特別会計への繰出金の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます

○議長（遠藤釈雄君） 総務課長から順次、説明をお願いします。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それではご説明いたします。

補正予算書の30ページ、31ページをお開きください。

まず人件費からご説明いたします。30ページ給与費明細書 1 特別職でございます。この表の下の方の比較のところを見ていただきたいと思います。長等の期末手当と共済費が増額となっておりますけれども、この2つの増額は期末手当の支給月数の増によるものでございまして、議員の期末手当の増は支給月数の増と議員辞職による減との合計で増となったものでございます。また、その他特別職の報酬の増は選挙費の投票管理者と報酬の増でございます。

続きまして31ページ一般職でございます。

一番上の表ですけれども給料と共済費で減額となっておりますが職員の年度途中の退職、他会計への異動、育休によるものが主な内容でございます。

それから職員手当、2番目の表になりますけれども手当の中の通勤手当は4月にさかのぼっての増額もありましたが、退職や他会計への異動、育休等により減となったものでございます。一番右側ですね、時間外手当の増につきましては500万円弱は衆議院選挙にかかるものですが、その他では一般管理費、税務総務費、社会福祉総務費等で年度末見込みにより増額をお願いしております。それから期末手当、上から3番目の表ですけれども期末手当の増は教育長の支給月数の増と職員の退職手当負担金に流用した分の補てんの増でございまして、それから勤勉手当の増は職員の支給月数の増によるものでございます。また、管理職員特別勤務手当の増は10月13日の台風19号への対応のための勤務に対する増額でございます。

なお一番下の（2）その他給与費明細に含まれない退職手当負担金の増額は年度末退職者にかかる特別負担金の増でございます。4ページにお戻りください。

○企画財政課副参事兼財政班長（渡辺信明君） それでは4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正、1債務負担行為の追加でございます。稲作再生産準備資金に対する利子補給でございまして、期間につきましては平成27年度から平成32年度まで、限度額につきましては、再生産準備資金貸付利率の1パーセントに相当する額でございます。

それは8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 歳入15款県支出金で選挙費委託金877万6,000円の増額でございます。12月14日投票の選挙にかかるものでございまして国から県を経由して歳入する委託金でございます。歳出予算と同額を見込むものでございます。終わります。

○企画財政課副参事兼財政班長（渡辺信明君） 続きまして、18款繰入金2項1目財政調整基金繰入金でございますが、町長の提案理由で申しましたとおり今回の補正に不足する財源といたしまして2,100万円の増額をお願いするものでございます。取り崩し後の財政調整基金の残高ですが9億5,187万4,000円になるものでございます。

次のページをお開き願います。歳出でございます。

○会計管理者兼会計課長（大崎とみ子君） 12、13ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費3目会計管理費の中の7節賃金でございます。体調不良者がおりますのでマンパワー不足を補い業務を遂行するため、臨時事務職員の賃金の補正をお願いするものです。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 4目財産管理費財産一般管理費の工事請負費250万円の増額をお願いするものでございますが、土木費と関連がございまして道路新設改良事業費から上涌谷駅前広場整備工事の予算に組み替えるものでございます。内容は元気臨時交付金事業内でJRとの協議の結果、涌谷不動堂線取付工事を平成27年度の踏切拡幅工事と同時施工とすることから駅前広場の照明灯工事等に同額の組み替えをお願いいたします。以上です。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは14ページ、15ページをお開きください。

4項選挙費でございます。衆議院議員選挙で877万9,000円の増額をお願いするものでございます。歳入で申し上げましたとおり12月14日の選挙にかかる費用を予算化したものでございます。歳入歳出同額ですけども2年前の選挙よりも多少絞り込んだ予算計上とさせていただいております。終わります。

○健康課長（熊谷健一君） 16ページ、17ページをお開き願います。

3款民生費2社会福祉事務経費の28節繰出金25万2,000円の増額でございますが国保会計への繰り出しで、すべて人件費にかかるものでございます。次の5介護保険対策経費28節繰出金542万5,000円の増額ですが介護保険会計への繰り出しで、すべて人件費にかかるものでございます。終わります。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） それでは18ページ、19ページをお開き願います。

6款農林水産業費1農業振興対策事業費④補助交付金稲作再生準備資金貸付利子補給補助金でございます。先ほど町長のですね、提案の理由にもございましたがJAみどりのが取り組む平成26年産米の大幅な米価下落に伴いまして運転資金等を融資し農業経営の維持、安定を図るため農業経営支援資金貸付事業でございます。融資額は出荷契約数量の1俵当たり2,800円に加えまして10アール7,500円を乗じた金額となっております。限度額は300万円でございます。据え置き1年、5年償還となるものでございます。これに対しまして年率1.5パーセントの公定金利に対しまして、JAが0.5パーセント、町が1.0パーセントを利子補給し、農家負担をゼロとするものでございます。これは大崎市、美里町と同様に取り組むものでございます。今回26年度見込み額30万円をお願いするものでございます。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 続きまして20ページ、21ページをお開きください。

8 款土木費 3 目道路新設改良費で工事請負費250万円の減額をお願いするものですが、先ほど総務費で説明しました道路改良事業から駅前広場整備工事への同額の組み替えをお願いするものでございます。以上です。

○上下水道課参事兼課長（安田富夫君） 次に22、23ページをお開きください。

3 款都市計画費細節 1 下水道建設事業費①公共下水道特別会計繰出金で190万7,000円の増額をお願いするものでございます。主なものにつきましては人件費の増によるものでございます。終わります。

○企画財政課副参事兼財政班長（渡辺信明君） それでは28ページ、29ページをお開き願います。

14 款 1 項 1 目予備費でございますが、歳入歳出の差額14万6,000円の増額をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑を行います。

まず歳入に入ります。歳入は一括質疑となります。

8 ページ、9 ページ15 款県支出金から18 款繰入金までについて質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に歳出に入ります。歳出につきましても一括質疑となります。

10 ページ 1 款議会費から28 ページ14 款予備費まで質疑ございませんか。

○議長（遠藤稔雄君） 11 番。

○11 番（長崎達雄君） 21 ページの町道道路改良工事この名前が出てきたたもんですから道路改良についてお聞きします。私たち議会で毎回議会報告会やると一番多い要望というのは道路問題なんですよ。特に幹線町道以外のその他の町道ですか、そういうところの問題が多く出されるんです。経年変化による道路舗装の損傷、劣化が進行していることから修繕箇所というのは年々増えてきていると思うんです。ですから継続的にそして計画的に維持修繕を実施するために涌谷町では道路の傷み具合、まあ劣化というんですか、劣化と判定そういうのを調査した道路舗装補修計画というものはあるんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 道路補修計画というものではなくて昨年度等に道路の路面の調査等をやっておりますので1 級、2 級の主な路線はやっておりますけれども全体的なその他町道に関しての具体的な資料は持ち合わせておりません。

○議長（遠藤稔雄君） 11 番。

○11 番（長崎達雄君） 課長の答弁、それは町としてうまくないのではないかなと思うんですよね。ですから例えば町道でも幹線町道とその他の町道、生活道路と分類して町内の舗装修繕工事を分散させてひとつの地域だけに整備偏ることがないようにゾーン分けっていうんですか、ゾーン毎の優先順位をやっぱり設定する必要があるんでないかなと思うんですよね。幹線町道、その他の町道の年度別の実施計画を策定して事業推進に努めるようにしてほしいと思うんです。幹線町道その他の町道の重要性による分類も必要だと思うんです。どれくらい車が通つか、人が歩くかそういうことを判定する。地域にまたがることですから自治会の協力をもらって舗装劣化箇所の抽出そして職員による巡回、これ必要だと思うんですよね。劣化と判定するとか、あと舗装劣化と利用と地域特性による優先度を点数の評価を行って優先順位を明確化することが必要だと思う

うんです。あともう一つ、よくあと住民の方から、うちの前の道路直してくれとか門口直してくれって頼まれて建設課いってお願いしにいくんですけども予算ないとかなんとか多いと思うんです。例えば小さな工事がすぐやれるよう別枠で予算化しておく必要があると思うんです。こういうことをやはりやらないとなかなか行き当たりばつりに工事をやるようでは、なかなか住民の要望にこたえることができないんじゃないかと思うんです。その辺の計画、道路舗装補修計画を作る必要があると思うんですけれどもいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 議員さんのご意見のとおりではございますけれども、要望あります箇所以外に劣化の状況が優先する場所もございまして、ある程度年度始め等で優先順位をつままして箇所別を行っているところでございます。また、緊急に対応する場合のある程度の予算も確保しているところでございますが、まだそれに対応しきれていない状況でございます。いろいろな条件がございまして100パーセントの改良まではいっておりませんが努力しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） せっかく自治会があるんですから、自治会の協力をもらって自分のところの、例えば9の2の行政区ならどこが傷んでとかあげてもらおう。あと職員の方も常時定期的に巡回して傷み具合を見て歩くっていう、そのことが必要だと思うんですよね。こういう道路舗装補修計画っていうのは、よその自治体でもやってるわけですから、いいところはまねてほしいと思うんですよね。そういう努力をしてほしいと思うんです。もう一回答弁お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） できるだけ、道路の生活に関連するものですので計画的な事業の執行を進めていきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号 平成26年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

○議長（遠藤稔雄君） よって、議案第86号 平成26年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第87号から議案第93号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤 稔雄君） 日程第7から13、日程第7、議案第87号 平成26年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）、日程第8、議案第88号 平成26年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第9、議案第89号 平成26年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第90号 平成26年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第91号 平成26年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第92号 平成26年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第93号 平成26年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）は一括議題といたします。

提案理由の一括説明を求めます。町長。

○町長（安部 周治君） ただ今、一括上程されました議案第87号から議案第93号までの議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

本案は、先にご可決いただきました、平成26年人事院勧告に伴う給与改正等に基づきまして、各会計の人員費において、所要の額を措置するものでございます。

また、公共下水道事業特別会計におきましては、公共下水道建設事業費といたしまして、宮城県管理の県南浄化センターにおいて、東日本大震災の支援機材として、施設の復旧までの間使用した発動発電機が、県から無償譲渡されることから、発動発電機を受け取るために使用するユニック付きトラックの借上げ費用を措置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤 稔雄君） 総務課長、健康課長、順次説明願ひます。

○総務課参事兼課長（城口 貴志生君） ただ今提案理由で申し上げましたとおり先にご可決いただきました給与改正等に基づきまして人員費を計上している各会計においても今回一般会計と同様の対応ができるよう職員人員費の措置を行っております。ただ会計により若干計上方法が違っておりますので同じ表現にはなっておりませんが一般会計と同じ対応ができるものをご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○健康課長（熊谷 健一君） それでは議案第89号 平成26年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算をお願ひいたします。

6ページ、7ページをお開き願ひます。

歳入でございますが7款繰入金地域支援事業繰入金523万4,000円、その他一般会計繰入金19万1,000円、合わせて542万5,000千円の増額ですが、それぞれ給与改定に伴う人員費分と9月1日付け人事異動1名分を一般会計からの繰り入れをお願ひするものでございます。以上で補正予算の説明を終わります。

○議長（遠藤 稔雄君） これより一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤 稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤 稔雄君） これより、議案第87号 平成26年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

(第3号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 異議なしと認めます。よって議案第87号 平成26年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

○議長(遠藤稔雄君) これより、議案第88号 平成26年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 異議なしと認めます。よって議案第88号 平成26年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

○議長(遠藤稔雄君) これより、議案第89号 平成26年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 異議なしと認めます。よって議案第89号 平成26年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

○議長(遠藤稔雄君) これより、議案第90号 平成26年度涌谷町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 異議なしと認めます。よって議案第90号 平成26年度涌谷町水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

○議長(遠藤稔雄君) これより、議案第91号 平成26年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 異議なしと認めます。よって議案第91号 平成26年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

○議長(遠藤稔雄君) これより、議案第92号 平成26年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 異議なしと認めます。よって議案第92号 平成26年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

○議長（遠藤稔雄君） これより、議案第 93 号 平成 26 年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって議案第 93 号 平成 26 年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。



◎議発第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第 14、議発第 10 号 稲作農家経営支援に関する意見書の提出についてを議題といたします。事務局総務班主査をもって意見書（案）を朗読いたします。

○議会事務局総務班主査（金山みどり君） 朗読いたします。

議発第 10 号

稲作農家経営支援に関する意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

平成 26 年 11 月 26 日

提出者	涌谷町議会議員	加 藤 紀
賛成者	同	鈴木 英 雅
賛成者	同	門 田 善 則
賛成者	同	大 平 義 孝
賛成者	同	久 勉
賛成者	同	大 泉 治

涌谷町議会議長殿

別紙

稲作農家経営支援に関する意見書（案）

平成 26 年産米の概算金が示され、これにより宮城県の主力品種「ひとめぼれ」は大幅に引き下げられ、1 等米で 60 k g あたり前年比 25% 減の 8,400 円となり、過去最安値となった。

このことから、米生産農家は経営赤字が拡大し、産地の在庫米も増加していることもあり、今後の低米価定着への危機感を強くしている。

国の農業政策や農協改革等に対する不信や不安もある中、稲作農家の今後の経営に対する心配は極限に達し、米生産意欲を消失させて離農も考えざるを得ないなどの痛切な声も大きくなってきている。

このような状況は、地域の人口減少に拍車をかけ、ひいては基礎自治体の存亡にかかわってくる非常に憂慮すべき事態である。

よって、涌谷町議会は政府に対し、稲作農家の危機的状況に鑑み、稲作農家が安定的に営農を継続できるように下記の施策を講ずることを強く求める。

記

1 過剰米対策に係る緊急措置に関すること。

政府は今後の新農政を担う稲作経営農家の緊急支援対策として、再生産可能な米の価格に改善されるよう過剰米の市場隔離を実施すること。

2 政府備蓄米の備蓄水準と機動的運営の確立に関すること。

現行食糧法の米の需給と価格の安定の精神に基づき、主食用米の需給と価格の安定、国際的穀物需給の逼迫や災害等不測の事態に対応が可能となるような備蓄水準と機動的な運営を確立すること。

3 稲作農家の再生産に向けた施策に関すること。

次年度以降の稲作農家の再生産に向けた施策として、都道府県・市町村・農協等が経営資金の融資等の米価下落緊急対策を実施する際に、財政的な支援を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 11 月 26 日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

財務大臣殿

農林水産大臣殿

以上で朗読を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ただいまの朗読で意見書の内容が理解できたものと判断いたし、提出者の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

○議長（遠藤稔雄君） これより、議発第 10 号 稲作農家経営支援に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって議発第 10 号 稲作農家経営支援に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

◇

◎請願・陳情

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、今期定例会における請願・陳情はお手元に配布した請願・陳情文書表のとおりです。

お諮りいたします。

陳情第22号 稲作農家経営支援に関する陳情については会議規則第85条第2項の規定により委員会付託を省略して即決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情第22号については即決することに決しました。

お諮りいたします。陳情第22号につきましては、先ほど議発第10号 稲作農家経営支援に関する意見書の提出が可決され、既に願意が満たされておりますので、みなす採択とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情第22号はみなす採択と決しました。

◇

◎休会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会 1 1 月会議に付された事件はすべて議了いたしました。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本会議は、この後、明日11月27日から12月26日までの30日間を休会といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、明日11月27日から12月26日までの30日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

皆さま大変ご苦勞さまでございました。

散会 午前11時55分